

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社GENESIS

有料職業紹介事業許可番号（40-ユ-300926）

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。内容をご確認ください。また、事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

●**取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲**

- ・取扱職種：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
- ・地域：国内、ベトナム共和国

●**手数料に関する事項**

- ・求職者から徴収する手数料はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

（注）届出制手数料の場合、届出済手数料表の内容を全て記載すること（別紙として添付することも可）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30％ 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30％ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【紹介の付加サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30％ 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

（注）求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

●**苦情の処理に関する事項**

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社GENESIS 職業紹介責任者：矢野 勇太 連絡先：093-616-9130

●**求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項**

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

なお、求職者等の個人情報の収集は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供すること等を目的として行います。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人事総務課職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 矢野 勇太 とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 矢野 勇太 とする。

●返戻金制度に関する事項

当社は、返戻金制度を設けております。なお、就業開始後の返戻については、当社と求人者との契約により別の定めをする場合があります。

1. 当社の紹介により就職した者が入社日までに、自己都合による入社辞退、もしくは、自己の責による採用取消しが発生した場合、当社は報酬の全額を求人者に返戻します。
2. 当社の紹介により就職した者が就業開始後（入社日を起算日とします）自己都合による退職、もしくは、自己の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合、当社は求人者の求めにより、報酬の一部を下記の通り返戻します。

1箇月以内：報酬の80%

1箇月超 6箇月以内：報酬の20%

就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 返戻金なし